

# りんご生育情報(4月号)【発行】宮城県登米農業改良普及センター

電話 0220-22-8603

令和5年4月7日発行

HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmsgsin-n/>

普及センターのホームページでは、過去の技術情報も掲載しています。お手持ちのスマートフォンなどで右のQRコードを読み取るとホームページへ移動できますので、ご利用ください。



## 1. 本年の「ふじ」生育状況及び開花予想



3月は気温が平年より高い日が続き、**発芽期は平年より11日、展葉期は12日早く**推移しており、**過去最も早い生育スピード**となっています（昭和61年から観測）（表1）。

表1 令和5年の発芽期及び展葉期（調査地：東和町錦織）

	発芽期	展葉期	開花始期	満開期	落花期
<b>本年</b>	<b>3月23日</b>	<b>3月31日</b>			
前年	4月3日	4月10日	4月26日	5月3日	5月8日
平年	4月3日	4月12日	4月30日	5月5日	5月11日
前年差（日）	-11	-10			
平年差（日）	-11	-12			

「ふじ」の開花時期について、相関が高い仙台の「ソメイヨシノ」満開日（令和5年3月31日）から、ふじの開花始期は4月23日頃、満開期は4月28日頃と、平年と比較して1週間程度早まると推定されます。これは、凍霜害を受けた令和3年度の生育と同じです（令和3年度開花始期は4月23日）。ただし、栽培地域や今後の気温、降雨等によって生育は大きく変わりますので、今後の気象に十分注意してください。

## 2. 管内の凍霜害の状況

4月4日に最低気温が-1.2℃を観測（米山アメダス観測値）したため、4日から5日にかけて管内の花芽の状況を調査したところ、凍霜害によるものと思われる雌しべや胚珠の褐変症状が確認されました（下記写真）。自身の園地の状況を確認しましょう。



被害花（令和5年4月5日撮影）



正常花（令和5年4月5日撮影）












### 3. 今後の気象予報

気象庁からの情報によると、今週末の4月9日(日)と10日(月)に、中国大陸から冷たい空気を伴った移動性高気圧が東進して日本を通過するため、寒気が流れ込む予測となっています。これから開花期に向けて、りんごの花芽の耐凍性が低下していくため、今後も凍霜害に備えた対策を取ることが必要です。

表2 りんご(ふじ)の凍害を受ける安全限界温度(℃)(福島県)

発芽期	展葉初期	花蕾露出期	花蕾着色期	開花始	満開期	落花期
						
-2.1	-2.1	-2.1	-2.0	-1.5	-1.5	-1.7

↑ 登米管内の多くの園地は4月5日現在で「花蕾露出期」です。

### 4. 凍霜害対策について

#### (1) 予防対策

- ① 敷きわらや雑草等は、日中の地温上昇を妨げ冷気を溜めてしまうので、敷きわらの除去や下草の草刈りを行いましょう。
- ② 冷気の流れがせき止められるような位置に防風ネット等の遮へい物があると果樹園内が低温になるので、障害となるものは巻き上げるか除去しましょう。
- ③ 晩霜対策には防霜資材の散布、燃烧法(重油や固形燃料利用)、散水凍結法等があります。燃烧による対策を行うときは、事前に地域住民の理解等(消防署への連絡)を得ておくようにしましょう。

表3 資材別燃烧法の特徴(福島県)

燃烧資材	点火数 (10aあたり)	燃烧時間	内容物
<b>灯油+せん定枝チップ</b>			
一斗半切缶(立木用)	40	3.8時間	・灯油5Lにせん定枝チップ1kgを混合。
ミルク缶(平棚用)	80	4.3時間	・灯油2Lにせん定枝チップ300gを混用。
<b>市販防霜資材(霜キラー)</b>			
	20	3.5時間	・米ぬかから抽出された植物ロウ。 ・点火数は、霜キラー専用缶を使用した場合。

※灯油とせん定枝チップを利用した燃烧法は、炎の高さを考慮して立木栽培の場合は石油半切缶を、棚栽培の場合はミルク缶を利用する。

※灯油は引火性が強いので燃烧中の給油は絶対行わない。☒

※消防法及び各地域の火災予防条例で、灯油を一定数量以上貯蔵する場合、標識や貯蔵法等について様々な規制や届け出の必要があるので注意する。☒

#### (2) 凍霜害被害にあった場合

- ・残った健全花に人工授粉を徹底して行い、結実確保に努めてください。授粉回数を多く、なおかつ花粉の希釈をしないで、「生づけ」することをおすすめします。
- ・特に被害を受けた果実はサビ果や奇形果になりやすいので、仕上げ摘果は障害状態が分かった後に行ってください。
- ・着果量が少なくなると樹勢が強くなるので、新梢管理を徹底してください。
- ・ほとんど着果がない場合でも、通常の防除は行ってください。
- ・果樹共済に加入されている方は、被害にあった旨を共済組合までご連絡ください。

